

平成29年度 第2回 福岡市地域公共交通会議

日 時：平成29年9月6日（水）15時00分～

会 場：福岡市役所本庁舎 9階 特別第2会議室

会 議 次 第

1 開 会

2 議 題

- 1) 西区橋本地区における地域循環ミニバスの
試行運行期間の延長と運行内容見直しについて 議題1

3 報 告

- 1) 早良区脇山支線の運行内容見直しの方向性について 報告1

4 閉 会

平成29年度 福岡市地域公共交通会議 委員等名簿

五十音順

| 所 属 | 氏 名 | 備考 |
|-----------------------------------|---------------------|----|
| 九州運輸局 福岡運輸支局長 | えとう ゆういち 江藤 裕一 | |
| 西日本鉄道株式会社 執行役員 自動車事業本部副本部長 兼 計画部長 | おの てつや 小野 哲也 | |
| 一般社団法人福岡市タクシー協会 常務理事 | おやま のぼる 小山 登 | |
| 福岡市七区男女共同参画協議会 代表 | つちや かずえ 土谷 和江 | |
| 一般社団法人福岡県バス協会 専務理事 | なかがわら たつや 中川原 達也 | |
| 安川タクシー株式会社 代表取締役 | やすかわ てつじ 安川 哲史 | |
| 福岡市自治協議会等7区会長会 代表 | やまぐち しげみ 山口 繁実 | |
| 西日本鉄道労働組合 自動車対策部長 | やまもと よしみ 山本 義美 | |
| 福岡市 住宅都市局 都市計画部長 | もりた たけし 守田 剛 | 会長 |

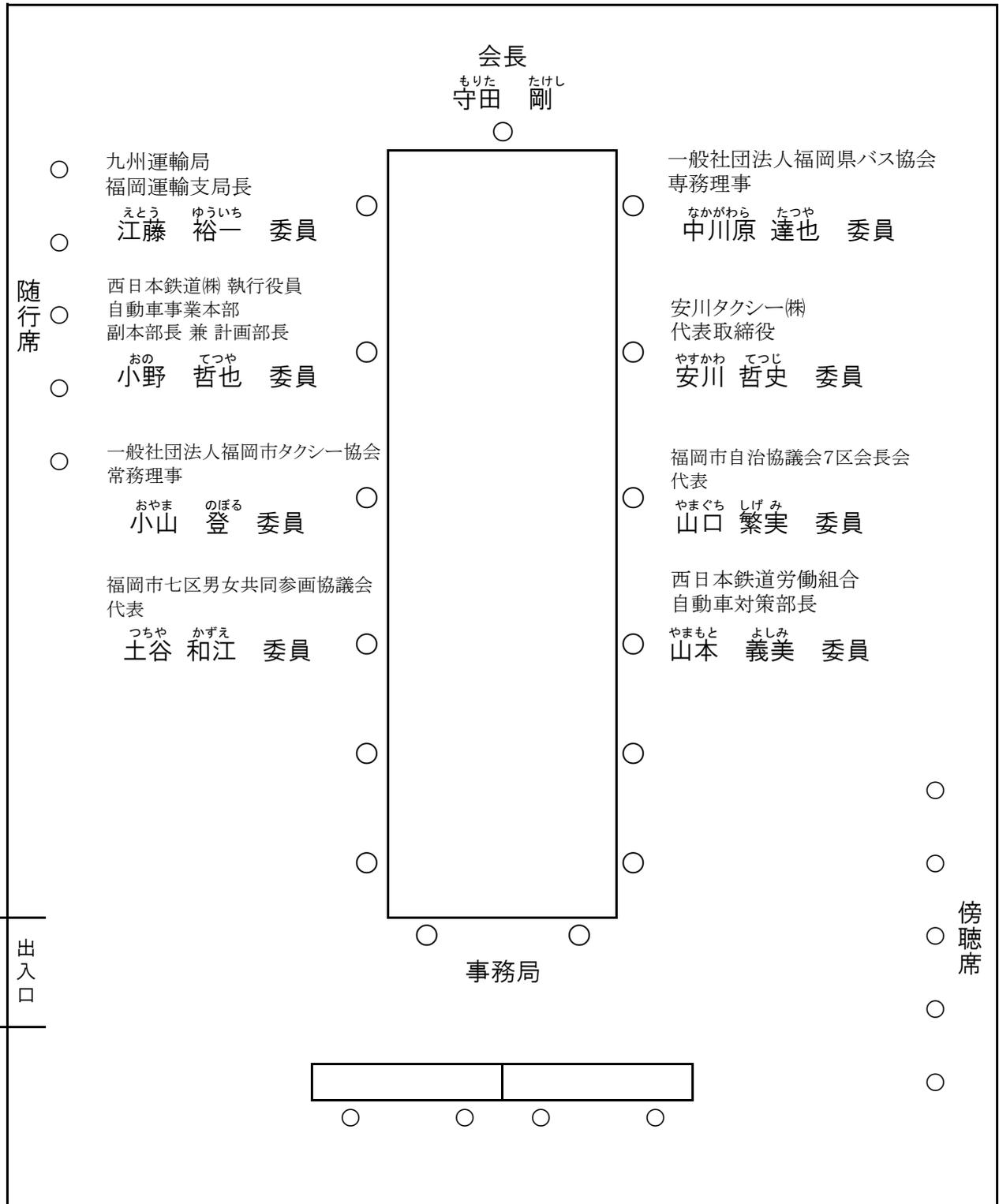
事務局

| 所 属 | 氏 名 | 備考 |
|-----------------------------------|--------------------|----|
| 福岡市 住宅都市局 都市計画部 交通計画課長 | たけした かずひろ 竹下 和宏 | |
| 福岡市 住宅都市局 都市計画部 交通計画課 公共交通支援係長 | よしおか あさこ 吉岡 麻子 | |
| 福岡市 住宅都市局 都市計画部 交通計画課 | たなか かつとも 田中 克朋 | |
| 福岡市 住宅都市局 都市計画部 交通計画課 | なかむら よしひで 中村 嘉秀 | |
| 福岡市 住宅都市局 都市計画部 交通計画課 | みなみ しゅうさく 南 秀策 | |

平成29年度 第2回 福岡市地域公共交通会議 座席表

日時：平成29年9月6日（水） 15時00分から

会場：福岡市役所本庁舎 9階 特別第2会議室



今回の会議における議題について

今回の福岡市地域公共交通会議では、条例に基づく生活交通の確保のための施策に関する協議及び、道路運送法に基づく協議を行う。

■公共交通空白地等及び移動制約者に係る生活交通の確保に関する条例（抜粋）

| | |
|---|------|
| 第3章 福岡市地域公共交通会議 | |
| 第12条 この条例の適正な運用を図るため、福岡市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を置く。 | |
| 2 交通会議は、次に掲げる事項について、調査、協議及び関係者の意見の調整の事務を行う。 | |
| (1) 生活交通の在り方に関する事項 | 報告 1 |
| (2) 特別対策区域に関する事項 | |
| (3) 前2号に掲げるもののほか、市民の生活交通の確保に関し市長が必要と認める事項 | |
| 3 交通会議は、道路運送法に基づく地域公共交通会議を兼ねるものとし、前項の事務のほか、同法に定められた協議を行う。 | |
| | 議題 1 |
| 4 交通会議の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。 | |

■道路運送法（抜粋）

| |
|--|
| (一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金) |
| 第九条第四項 一般乗合旅客自動車運送事業者が、地域における需要に応じ当該地域の住民の生活に必要な旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図るために乗合旅客の運送を行う場合において、国土交通省令で定めるところにより、 <u>地方公共団体、一般乗合旅客自動車運送事業者、住民その他の国土交通省令で定める関係者が当該運送に係る運賃等について合意しているときは</u> 、当該一般乗合旅客自動車運送事業者は、第一項及び前項の規定にかかわらず、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出ることをもって足りる。これを変更しようとするときも同様とする。 |

■道路運送法施行規則（抜粋）

| |
|--|
| (地域公共交通会議の構成員) |
| 第九条の三 地域公共交通会議は、次に掲げる者により構成するものとする。 |
| 一 地域公共交通会議を主宰する市町村長又は都道府県知事その他の地方公共団体の長 |
| 二 一般乗合旅客自動車運送事業者その他の一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体 |
| 三 住民又は旅客 |
| 四 地方運輸局長 |
| 五 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体 |
| 2 地域公共交通会議を主宰する市町村長又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、前項各号に掲げる者のほか、地域公共交通会議に、次に掲げる者を構成員として加えることができる。 |
| 一 路線を定めて行う一般乗合旅客自動車運送事業又は第四十九条第一号に規定する市町村運営有償運送について協議を行う場合には、次に掲げる者 |
| イ 道路管理者 |
| ロ 都道府県警察 |
| 二 学識経験を有する者その他の地域公共交通会議の運営上必要と認められる者 |

■地域公共交通会議の目的「地域公共交通会議の設置及び運用に関するガイドライン」（抜粋）

| |
|---|
| 「地域公共交通会議」は、地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関する事項、市町村運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項、その他これらに関し必要となる事項を協議するため設置するものとし、地域の需要に即した乗合運送サービスが提供されることにより地域住民の交通利便の確保・向上に寄与するよう努めるものとする。 |
|---|

■西区橋本地区における地域循環ミニバスの試行運行期間の延長と運行内容見直しについて

< 1. 路線概要 >

福岡市西区橋本地区においては、地域住民、交通事業者、行政に加え、沿線の病院や商業施設が共働して、生活交通確保の取組みが進められている。

当路線は、市の生活交通条例に基づく補助対象路線ではないため、試行運行に対する補助は行っていないが、生活交通の確保に向けて、地域が主体となって路線の維持、利用促進に取り組まれている。

運行事業者：福岡西鉄タクシー株式会社

運行区間：地下鉄橋本駅～西鉄壱岐営業所～福岡リハビリテーション病院～野方台～藤ヶ丘団地～地下鉄橋本駅

使用車両：ワンボックスバス（乗車定員13名）

※道路運送法の緩和適用[運行車両台数]

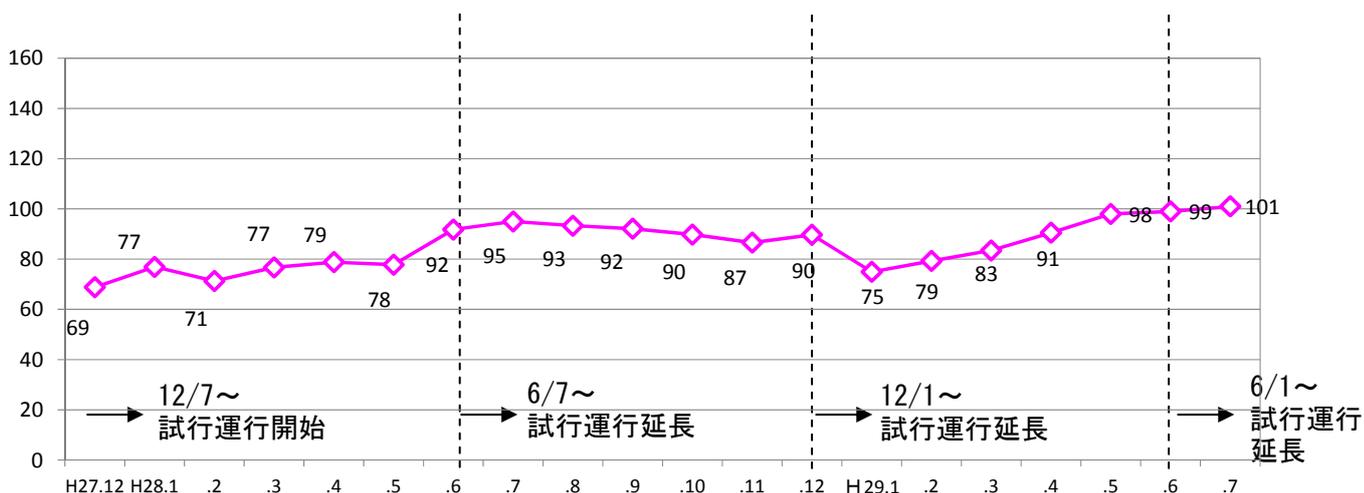
便数：1日10便（平土日祝共通）

運賃：大人(中学生以上)170円，小人(小学生以下，障がい者割引料金)90円

運行の様態：路線定期運行

(参考) 利用状況[1日平均利用者数]

・1日平均利用者数(人/日)



■西区橋本地区における地域循環ミニバスの試行運行期間の延長と運行内容見直しについて

< 2. 議決事項について >

(1) 見直しする理由

地下鉄橋本駅と周辺地域を結ぶバス路線の確保を目的として、平成27年12月7日から、橋本駅循環ミニバスの試行運行が実施されており、利用者の定着はみられているものの、事業の採算性等に課題があることから、今回、以下の議決事項の通り運行内容の見直しを行い、試行運行の継続を諮るもの。

(2) 地域との協議状況

今回の運行計画見直し（議決内容）については、地域、交通事業者、沿線施設、行政で構成される「橋本駅循環ミニバス運行連絡会議」（平成29年8月25日開催）にて、地域の合意が得られている。

(3) 議決事項

- ① 試行運行期間の延長（平成29年12月1日～平成30年5月31日）
- ② 使用車両の変更
- ③ ルートの変更
- ④ ダイヤの改正
- ⑤ 運賃の改正

① 試行運行期間の延長（平成29年12月1日～平成30年5月31日）

第1期

平成27年12月7日 ～ 平成28年 6月 6日 （6ヵ月間）
 （平成27年 8月31日 福岡市地域公共交通会議 議決）



第2期

平成28年 6月7日 ～ 平成28年11月30日 （約6ヵ月間）
 （平成28年 4月18日 福岡市地域公共交通会議（書面） 議決）



第3期

平成28年12月1日 ～ 平成29年 5月31日 （6ヵ月間）
 （平成28年10月24日 福岡市地域公共交通会議 議決）



第4期

平成29年 6月1日 ～ 平成29年11月30日 （6ヵ月間）
 （平成29年 4月24日 福岡市地域公共交通会議 議決）



※今回議題

第5期

平成29年12月1日 ～ 平成30年5月31日 （6ヵ月間）
 （平成29年 9月 6日 福岡市地域公共交通会議）

■ 西区橋本地区における地域循環ミニバスの試行運行期間の延長と運行内容見直しについて

② 使用車両の変更（平成 29 年 12 月 1 日実施予定）

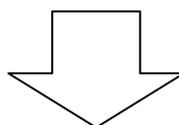
現行

車両数 運行車両台数 1 台（ワンボックスバス 乗車定員 13 人）
 予備車両 1 台 （ジャンボタクシー 乗車定員 10 人）
 ※多客時においてはタクシーの普通車両と併せて運行

所有者 西日本鉄道株式会社

使用者 福岡西鉄タクシー株式会社

車両サイズ 長さ 5380 mm 幅 1880 mm 高さ 2300 mm



変更

車両数 運行車両台数 1 台（ジャンボタクシー 乗車定員 10 人）
 予備車両 1 台 （ジャンボタクシー 乗車定員 10 人）
 ※多客時においてはタクシーの普通車両と併せて運行

所有者 西日本鉄道株式会社

使用者 福岡西鉄タクシー株式会社

車両サイズ 長さ 5380 mm 幅 1880 mm 高さ 2280 mm



【参考】議決の根拠法令

・ 道路運送法に基づく協議及び議決

（議決が必要な項目）使用車両（使用する車両の弾力化）

乗車定員 11 人以上の車両の基準を，乗車定員 10 人の車両での運行とする

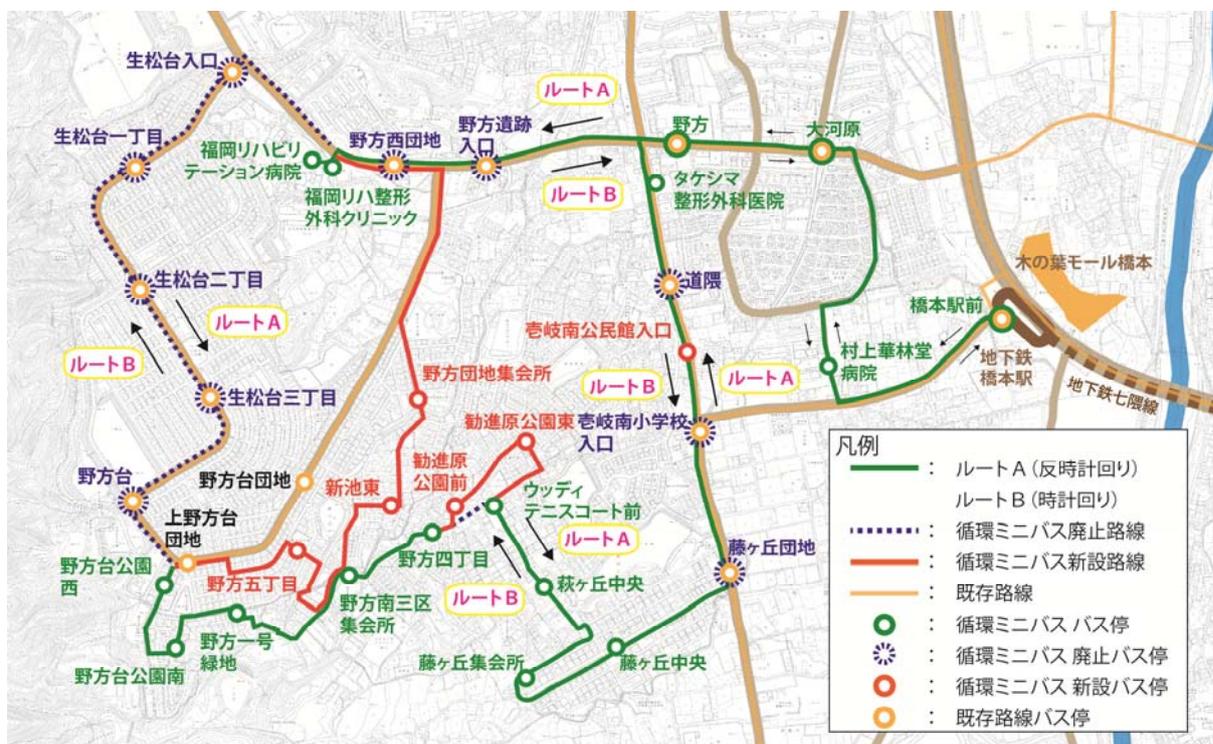
（議決が必要な項目）運行車両台数（最低車両数の弾力化）

営業所ごとに配置する最低車両数の基準（常用 5 両＋予備 1 両）を，運行車両数 1 台，予備車両数 1 台での運行とする

■西区橋本地区における地域循環ミニバスの試行運行期間の延長と運行内容見直しについて

③ルートの変更（平成 29 年 12 月 1 日実施予定）

○ルート図



○循環ミニバス新設バス停（6 か所）

- ・野方五丁目・新池東・野方団地集会所・勸進原公園前・勸進原公園東
- ・壱岐南公民館入口

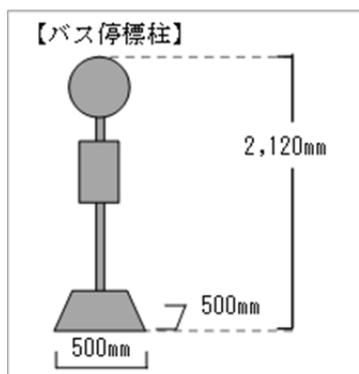
○循環ミニバス廃止バス停（10 か所）

- ・野方遺跡入口・野方西団地・生松台入口・生松台一丁目・生松台二丁目
- ・生松台三丁目・野方台・藤ヶ丘団地・壱岐南小学校口・道隈

○協議

- 交通管理者 西警察署
- 道路管理者 西区役所

【参考】バス停



■西区橋本地区における地域循環ミニバスの試行運行期間の延長と運行内容見直しについて

④ダイヤの改正（平成 29 年 12 月 1 日実施予定）

現行

1 日 10 本（ルート A 反時計回り 3 本，ルート B 時計回り 7 本）

（凡例）

ミニバス固有区間

改正

1 日 10 本（ルート A 反時計回り 3 本，ルート B 時計回り 7 本）

- ・これまでの運行ルートを基本として，既存バス路線と重複しないルートを主に運行
- ・既存バス路線のバス停には一部を除き停車しない

| | ルートA (反時計回り) | | | ルートB (時計回り) | | | | | | | |
|-----------------|-----------------|-------|-------|-----------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | | | | | | | | | | | |
| 橋本駅 | — | 9:30 | 10:30 | 橋本駅 | 11:30 | 12:45 | 13:45 | 14:45 | 15:45 | 16:45 | 17:45 |
| 村上華林堂病院 | — | 9:31 | 10:31 | 村上華林堂病院 | 11:31 | 12:46 | 13:46 | 14:46 | 15:46 | 16:46 | 17:46 |
| 大河原 | — | 9:33 | 10:33 | 大河原 | 11:33 | 12:48 | 13:48 | 14:48 | 15:48 | 16:48 | 17:48 |
| 野方(パチンコ店前)※降車のみ | — | 9:34 | 10:34 | 野方(パチンコ店前)※降車のみ | 11:34 | 12:49 | 13:49 | 14:49 | 15:49 | 16:49 | 17:49 |
| 野方(営業所) | 8:30 | 9:35 | 10:35 | 野方(営業所) | 11:35 | 12:50 | 13:50 | 14:50 | 15:50 | 16:50 | 17:50 |
| 野方遺跡入口 | 8:32 | 9:37 | 10:37 | タケシマ整形外科医院 | 11:37 | 12:52 | 13:52 | 14:52 | 15:52 | 16:52 | 17:52 |
| 野方西団地 | 8:33 | 9:38 | 10:38 | 道隈 | 11:38 | 12:53 | 13:53 | 14:53 | 15:53 | 16:53 | 17:53 |
| 福岡川整形外科クリニック | 8:35 | 9:40 | 10:40 | 壱岐南小学校入口 | 11:39 | 12:54 | 13:54 | 14:54 | 15:54 | 16:54 | 17:54 |
| 福岡リハビリテーション病院 | 8:36 | 9:41 | 10:41 | 藤ヶ丘団地 | 11:40 | 12:55 | 13:55 | 14:55 | 15:55 | 16:55 | 17:55 |
| 生松台入口 | 8:37 | 9:42 | 10:42 | 藤ヶ丘中央 | 11:41 | 12:56 | 13:56 | 14:56 | 15:56 | 16:56 | 17:56 |
| 生松台一丁目 | 8:38 | 9:43 | 10:43 | 藤ヶ丘集会所 | 11:42 | 12:57 | 13:57 | 14:57 | 15:57 | 16:57 | 17:57 |
| 生松台二丁目 | 8:39 | 9:44 | 10:44 | 萩ヶ丘中央 | 11:43 | 12:58 | 13:58 | 14:58 | 15:58 | 16:58 | 17:58 |
| 生松台三丁目 | 8:40 | 9:45 | 10:45 | ウッディテニスコート前 | 11:44 | 12:59 | 13:59 | 14:59 | 15:59 | 16:59 | 17:59 |
| 野方台 | 8:41 | 9:46 | 10:46 | 野方四丁目 | 11:45 | 13:00 | 14:00 | 15:00 | 16:00 | 17:00 | 18:00 |
| 野方台公園西 | 8:42 | 9:47 | 10:47 | 野方南三区集会所 | 11:46 | 13:01 | 14:01 | 15:01 | 16:01 | 17:01 | 18:01 |
| 野方台公園南 | 8:43 | 9:48 | 10:48 | 野方一号緑地 | 11:47 | 13:02 | 14:02 | 15:02 | 16:02 | 17:02 | 18:02 |
| 野方一号緑地 | 8:44 | 9:49 | 10:49 | 野方台公園南 | 11:48 | 13:03 | 14:03 | 15:03 | 16:03 | 17:03 | 18:03 |
| 野方南三区集会所 | 8:45 | 9:50 | 10:50 | 野方台公園西 | 11:49 | 13:04 | 14:04 | 15:04 | 16:04 | 17:04 | 18:04 |
| 野方四丁目 | 8:46 | 9:51 | 10:51 | 野方台 | 11:50 | 13:05 | 14:05 | 15:05 | 16:05 | 17:05 | 18:05 |
| ウッディテニスコート前 | 8:47 | 9:52 | 10:52 | 生松台三丁目 | 11:51 | 13:06 | 14:06 | 15:06 | 16:06 | 17:06 | 18:06 |
| 萩ヶ丘中央 | 8:48 | 9:53 | 10:53 | 生松台二丁目 | 11:52 | 13:07 | 14:07 | 15:07 | 16:07 | 17:07 | 18:07 |
| 藤ヶ丘集会所 | 8:49 | 9:54 | 10:54 | 生松台一丁目 | 11:53 | 13:08 | 14:08 | 15:08 | 16:08 | 17:08 | 18:08 |
| 藤ヶ丘中央 | 8:50 | 9:55 | 10:55 | 生松台入口 | 11:54 | 13:09 | 14:09 | 15:09 | 16:09 | 17:09 | 18:09 |
| 藤ヶ丘団地 | 8:51 | 9:56 | 10:56 | 福岡川整形外科クリニック | 11:56 | 13:11 | 14:11 | 15:11 | 16:11 | 17:11 | 18:11 |
| 壱岐南小学校入口 | 8:52 | 9:57 | 10:57 | 福岡リハビリテーション病院 | 11:57 | 13:12 | 14:12 | 15:12 | 16:12 | 17:12 | 18:12 |
| 道隈 | 8:53 | 9:58 | 10:58 | 野方西団地 | 11:58 | 13:13 | 14:13 | 15:13 | 16:13 | 17:13 | 18:13 |
| タケシマ整形外科医院 | 8:54 | 9:59 | 10:59 | 野方遺跡入口 | 11:59 | 13:14 | 14:14 | 15:14 | 16:14 | 17:14 | 18:14 |
| 野方(営業所) | 8:56 | 10:01 | 11:01 | 野方(営業所) | 12:01 | 13:16 | 14:16 | 15:16 | 16:16 | 17:16 | 18:16 |
| 大河原 | 8:57 | 10:02 | 11:02 | 大河原 | 12:02 | 13:17 | 14:17 | 15:17 | 16:17 | 17:17 | 18:17 |
| 村上華林堂病院 | 9:00 | 10:05 | 11:05 | 村上華林堂病院 | 12:05 | 13:20 | 14:20 | 15:20 | 16:20 | 17:20 | 18:20 |
| 橋本駅 | 9:03 | 10:08 | 11:08 | 橋本駅 | 12:08 | 13:23 | 14:23 | 15:23 | 16:23 | 17:23 | 18:23 |

| | ルートA (反時計回り) | | | ルートB (時計回り) | | | | | | | |
|-----------------|-----------------|------|-------|-----------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | | | | | | | | | | | |
| 橋本駅 | — | 9:20 | 10:20 | 橋本駅 | 11:20 | 12:40 | 13:40 | 14:40 | 15:40 | 16:40 | 17:40 |
| 村上華林堂病院 | — | 9:21 | 10:21 | 村上華林堂病院 | 11:21 | 12:41 | 13:41 | 14:41 | 15:41 | 16:41 | 17:41 |
| 大河原 | — | 9:23 | 10:23 | 大河原 | 11:23 | 12:43 | 13:43 | 14:43 | 15:43 | 16:43 | 17:43 |
| 野方(パチンコ店前)※降車のみ | — | 9:24 | 10:24 | 野方(パチンコ店前)※降車のみ | 11:24 | 12:44 | 13:44 | 14:44 | 15:44 | 16:44 | 17:44 |
| 野方(営業所) | 8:25 | 9:25 | 10:25 | 野方(営業所) | 11:25 | 12:45 | 13:45 | 14:45 | 15:45 | 16:45 | 17:45 |
| 福岡川整形外科クリニック | 8:29 | 9:29 | 10:29 | タケシマ整形外科医院 | 11:27 | 12:47 | 13:47 | 14:47 | 15:47 | 16:47 | 17:47 |
| 福岡リハビリテーション病院 | 8:30 | 9:30 | 10:30 | 壱岐南公民館入口 | 11:28 | 12:48 | 13:48 | 14:48 | 15:48 | 16:48 | 17:48 |
| 野方団地集会所 | 8:33 | 9:33 | 10:33 | 藤ヶ丘中央 | 11:30 | 12:50 | 13:50 | 14:50 | 15:50 | 16:50 | 17:50 |
| 新池東 | 8:34 | 9:34 | 10:34 | 藤ヶ丘集会所 | 11:31 | 12:51 | 13:51 | 14:51 | 15:51 | 16:51 | 17:51 |
| 野方南三区集会所 | 8:35 | 9:35 | 10:35 | 萩ヶ丘中央 | 11:32 | 12:52 | 13:52 | 14:52 | 15:52 | 16:52 | 17:52 |
| 野方五丁目 | 8:36 | 9:36 | 10:36 | ウッディテニスコート前 | 11:33 | 12:53 | 13:53 | 14:53 | 15:53 | 16:53 | 17:53 |
| 野方台公園西 | 8:37 | 9:37 | 10:37 | 勸進原公園東 | 11:34 | 12:54 | 13:54 | 14:54 | 15:54 | 16:54 | 17:54 |
| 野方台公園南 | 8:38 | 9:38 | 10:38 | 勸進原公園前 | 11:35 | 12:55 | 13:55 | 14:55 | 15:55 | 16:55 | 17:55 |
| 野方一号緑地 | 8:39 | 9:39 | 10:39 | 野方四丁目 | 11:36 | 12:56 | 13:56 | 14:56 | 15:56 | 16:56 | 17:56 |
| 野方南三区集会所 | 8:40 | 9:40 | 10:40 | 野方南三区集会所 | 11:37 | 12:57 | 13:57 | 14:57 | 15:57 | 16:57 | 17:57 |
| 野方四丁目 | 8:41 | 9:41 | 10:41 | 野方五丁目 | 11:38 | 12:58 | 13:58 | 14:58 | 15:58 | 16:58 | 17:58 |
| 勸進原公園前 | 8:42 | 9:42 | 10:42 | 野方台公園西 | 11:39 | 12:59 | 13:59 | 14:59 | 15:59 | 16:59 | 17:59 |
| 勸進原公園東 | 8:43 | 9:43 | 10:43 | 野方台公園南 | 11:40 | 13:00 | 14:00 | 15:00 | 16:00 | 17:00 | 18:00 |
| ウッディテニスコート前 | 8:44 | 9:44 | 10:44 | 野方一号緑地 | 11:41 | 13:01 | 14:01 | 15:01 | 16:01 | 17:01 | 18:01 |
| 萩ヶ丘中央 | 8:45 | 9:45 | 10:45 | 野方南三区集会所 | 11:42 | 13:02 | 14:02 | 15:02 | 16:02 | 17:02 | 18:02 |
| 藤ヶ丘集会所 | 8:46 | 9:46 | 10:46 | 新池東 | 11:43 | 13:03 | 14:03 | 15:03 | 16:03 | 17:03 | 18:03 |
| 藤ヶ丘中央 | 8:47 | 9:47 | 10:47 | 野方団地集会所 | 11:44 | 13:04 | 14:04 | 15:04 | 16:04 | 17:04 | 18:04 |
| 壱岐南公民館入口 | 8:49 | 9:49 | 10:49 | 福岡川整形外科クリニック | 11:47 | 13:07 | 14:07 | 15:07 | 16:07 | 17:07 | 18:07 |
| タケシマ整形外科医院 | 8:50 | 9:50 | 10:50 | 福岡リハビリテーション病院 | 11:48 | 13:08 | 14:08 | 15:08 | 16:08 | 17:08 | 18:08 |
| 野方(営業所) | 8:52 | 9:52 | 10:52 | 野方(営業所) | 11:52 | 13:12 | 14:12 | 15:12 | 16:12 | 17:12 | 18:12 |
| 大河原 | 8:53 | 9:53 | 10:53 | 大河原 | 11:53 | 13:13 | 14:13 | 15:13 | 16:13 | 17:13 | 18:13 |
| 村上華林堂病院 | 8:56 | 9:56 | 10:56 | 村上華林堂病院 | 11:56 | 13:16 | 14:16 | 15:16 | 16:16 | 17:16 | 18:16 |
| 橋本駅 | 8:59 | 9:59 | 10:59 | 橋本駅 | 11:59 | 13:19 | 14:19 | 15:19 | 16:19 | 17:19 | 18:19 |

■ 西区橋本地区における地域循環ミニバスの試行運行期間の延長と運行内容見直しについて

⑤ 運賃の改正（平成 29 年 12 月 1 日実施予定）

運賃（料金）の種類、額及び適用方法

| 種類 | | 現行 | 改正後 |
|------------------------------|-----------------------|-------------------|--------------------|
| | | 額及び適用方法 | 額及び適用方法 |
| 運賃 | 大人 | 170円 | 200円 |
| | 小児 (6歳以上12歳未満) | 90円 | 100円 |
| | 幼児 (1歳以上6歳未満) | 90円 ^{※1} | 100円 ^{※1} |
| | 障がい者割引 | 90円 | 100円 |
| フリー乗車券 | 1日フリー乗車券 | × | × |
| ICカードによる 精算 (SF精算) | ニモカ | ○ | ○ |
| | 交通用福祉ICカード (福岡市発行) | ○ | ○ |
| ICカードによる 乗り継ぎ (SF乗り継ぎ) | 最大80円割引 | ○ ^{※2} | × |
| 定期券 | 通勤・通学 | ○ | ○ |
| | グランドパス65 | ○ | ○ |
| | ひるパス (ロング含む) | ○ | ○ |
| | エコルカード | ○ | ○ |

※1. 保護者1人につき2人まで無料，単独乗車は有料

※2. 降車後、同一バス停で90分以内に乗り継ぐ場合に限り適用

【参考】議決の根拠法令

- ・ 道路運送法に基づく協議及び議決

(議決が必要な項目) 運賃申請

上限運賃認可を会議合意運賃として届出する

■早良区脇山支線の運行内容見直しの方向性について

< 1. 路線概要 >

脇山支線は、早良区南部地域を運行する路線であるが、平成21年3月に運行事業者から廃止の申し出があり、これに伴って飯場、曲淵、石釜、西、椎原の各地区で公共交通空白地が発生するため、平成22年4月より、生活交通条例に基づく公共交通休廃止対策として、福岡市からの補助により、代替交通機関の確保が行われている。

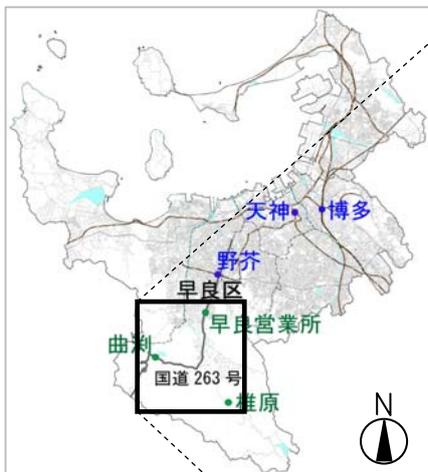
< 2. 脇山支線沿線の地区の現状（平成28年9月末現在住民基本台帳による） >

人口 8,649名（※大字西：605人） 世帯数 3,691世帯
 高齢化率 32.9%（福岡市全体20.7%） [脇山, 内野, 曲淵, 早良, 入部校区の一部の値]

< 3. 脇山支線の経緯 >

- 平成21年 3月 西日本鉄道(株)より脇山支線廃止の申し出
- ・廃止された場合、飯場、曲淵、石釜、西、椎原で新たに公共交通空白地が生じる
- ▼
- 平成21年 7月 早良区南部地域バス連絡協議会の設置（地域、交通事業者、福岡市）
- ・地域は、早良営業所までの運行や西鉄による運行継続を希望
- ▼
- 平成22年 4月 西日本鉄道(株)より代替交通運行開始【休廃止対策】
- ・バス路線の休廃止に伴い公共交通が空白となる地域となることから、生活交通条例に基づく「公共交通休廃止対策」として、代替交通機関の確保を行うもの。
 - ・「福岡市生活交通バス運行補助金交付要綱」に基づき、経費と収入の差額を市が支援。現在（平成29年度現在）も、支援を継続中。

<位置図>

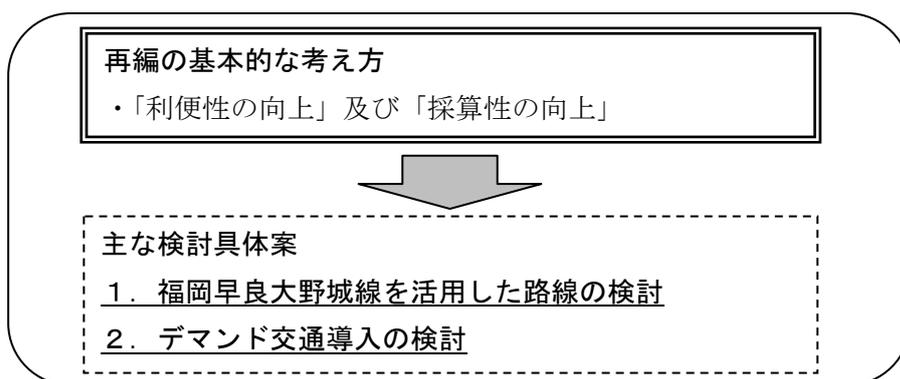


<脇山支線路線図>



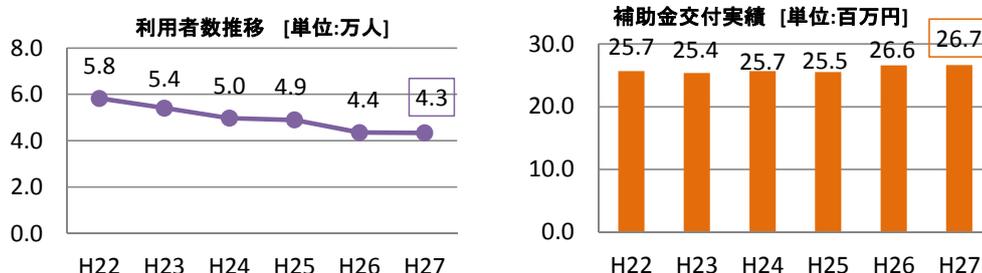
< 4. 脇山支線見直しの方向性について >

(1) 再編に関する基本的な考え方



(2) 現在の課題

○利用者が減少するなか、市補助額が増大傾向にあり、便数の維持など持続性に課題がある。



地域からの、今後の路線維持に向けて、運行見直しの意見

- ・現在、路線バスが走っていない福岡早良大野城線を活用して運行を効率化できないか。
- ・曲淵～椎原の路線は、特に需要が少ないことから運行規模を縮小して構わない。

(3) 見直しの基本的な考え方

○地域の意見や利用実態をふまえ、下記のとおり運行方法を見直し、利便性の向上を図るとともに、採算性を向上させる。

- ・曲淵地区～椎原地区の路線を廃止して、2路線に集約のうえ、椎原～早良営業所のルートを活用して福岡早良大野城線に切り替える。
- ・廃止されるバス路線の代替として、大字西地区へはデマンド交通を導入する。

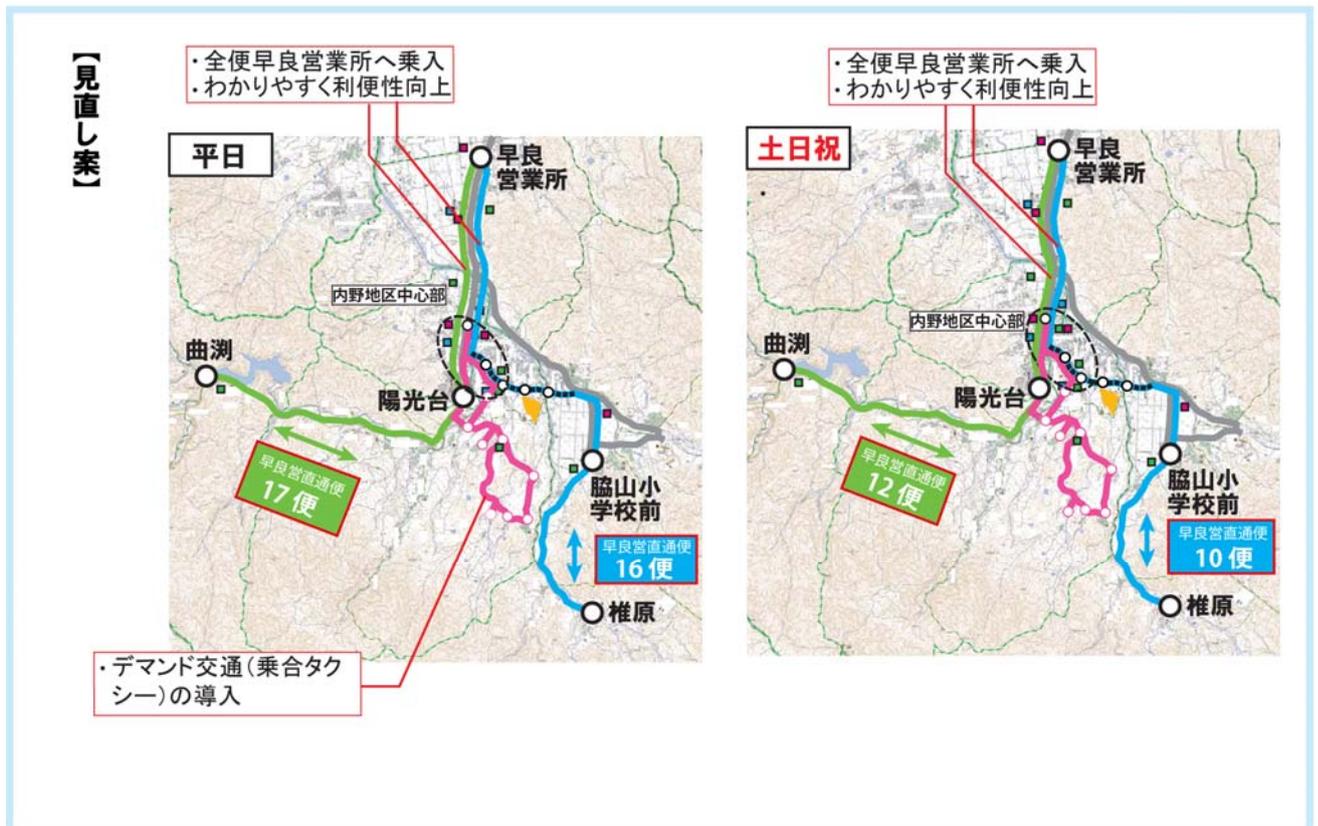
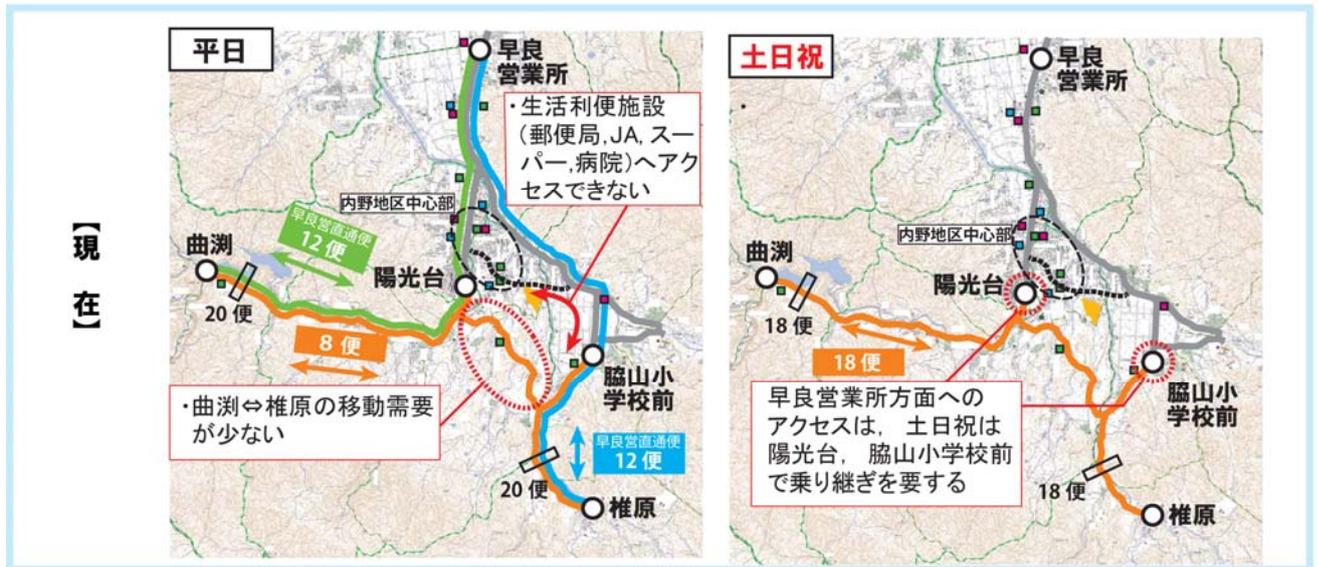
【効果】

- ・椎原地区から生活利便施設がある内野方面へ直接アクセス可能となる。
- ・曲淵、椎原地区の便数減を最小限にしつつ、早良営業所まで乗り入れることで、都心方面への乗継利便性が向上。
- ・大字西地区へデマンド交通を導入し、集落をきめ細やかにまわると共に、需要に応じた予約型の運行で経費を削減。

(4) 見直しスケジュール

○福岡早良大野城線（現在拡幅整備中）の仮設橋梁設置、道路拡幅事業の進捗を踏まえて、平成30年春を見直し実施目標とする。

(5) 脇山支線の現在と見直し案



注) 便数や停留所等は、変更となる場合がある

| 【凡例】 | | | |
|--|---|--|---|
| 〔脇山支線〕 椎原～早良(営)系統 曲渕～早良(営)系統 曲渕～椎原系統 既存路線バス | 〔デマンド交通〕 デマンド交通ルート案 〔共通〕 主要停留所 | 〔生活利便施設〕 商業施設 病院 金融機関・公的施設 | 〔その他〕 福岡早良大野城線 早良ニュータウン (NT) |

(6) 大字西地区におけるデマンド交通運行

○運行ルート



【運行態様】

- ・道路運送法施行規則第3条の3「区域運行」

【利用種別】

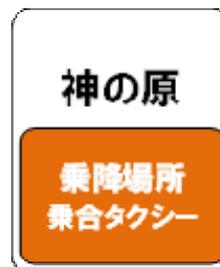
- ・西地区→内野地区：利用可(○)
 - ・内野地区→西地区：利用可(○)
 - ・西地区→西地区：利用可(○)
 - ・内野地区→内野地区：利用不可(×)
- ※内野地区内のみでの利用はできない

○ミーティングポイント等

- ・西地区 → 各地区にひとつ
(ミーティングポイント) (山田, 寺地, 神の原, 原田, 中山, 峯, 広瀬)
- ・内野地区 → 利便施設, 交通結節点
(乗降場所) (中村医院付近, JA/内野公民館付近, 内野ｽﾀ7付近, 陽光台バス停, 富士ヶ丘バス停)

○ミーティングポイントイメージ

- ・路面貼付タイプ



○運行車両

- ・運行車両はセダン型（タクシー車両で4人乗り）
- ・運行車両については、運行事業者が保有する車両を使用。



(運行車両イメージ)

○運行ダイヤ案

| ゆきの出発時間 | | かえりの出発時間 | |
|------------------|-------|------------------|-------|
| 便 | 出発時刻 | 便 | 出発時刻 |
| 1便※ ² | 7:00 | 1便 | 11:00 |
| 2便 | 9:00 | 2便 | 15:00 |
| 3便 | 10:00 | 3便 | 17:00 |
| 4便 | 16:00 | 4便※ ² | 21:00 |

【参考】

- ゆき … 西地区→内野地区
- かえり … 内野地区→西地区

※1 時刻はイメージであり、バス路線との乗継を踏まえ確定

※2 土日祝日の以下の便は運休「ゆき1便」、「かえり4便」

○予約方法（事前予約制）

- ・利用者は、電話で利用予約を行う。※予約がない場合は運行しない。

○運賃

- ・全区間 250 円/人（小学生、障がい者料金は 130 円/人）

○今後の予定

- ・提案競技（公募）により運行事業者決定後、道路運送法等の必要な手続きを経て、運行を開始する。

※運行計画（ダイヤ等）は、運行事業者決定後に地域等と協議のうえ決定となるため、変更となる場合がある。

福岡市地域公共交通会議規則

平成22年12月27日

福岡市規則第135号

改正 平成24年8月16日規則第112号

(趣旨)

第1条 この規則は、公共交通空白地等及び移動制約者に係る生活交通の確保に関する条例（平成22年福岡市条例第25号。以下「条例」という。）第12条第4項の規定に基づき、福岡市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(交通会議の組織)

第2条 交通会議は、会長及び委員19人以内で組織する。

(会長)

第3条 会長は、住宅都市局都市計画部長をもってこれに充てる。

- 2 会長は、会務を総理し、交通会議を代表する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(委員)

第4条 委員は、道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第9条の3に規定するところにより、市長が任命する。

- 2 委員の任期は、3年とする。ただし、任期中であってもその本来の職を離れたとき等は、委員の職を失うものとする。
- 3 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。

(臨時委員)

第5条 前条の規定による委員のほか、特別の事項について調査、協議及び関係者の意見の調整の事務（以下「調査等の事務」という。）を行うため必要があるときは、交通会議に臨時委員若干人を置くことができる。

- 2 臨時委員は、市長が任命する。
- 3 臨時委員は、当該特別の事項について調査等の事務が終了したときは、解任されるものとする。

(交通会議の運営)

第6条 交通会議の会議は、条例第9条第2項の規定により、市長が交通会議の意見を聴くときその他会長が必要と認めるときに、会長が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となり、議事を司会する。
- 3 交通会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 交通会議の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事会)

第7条 会長が必要と認めるときは、道路運送法（昭和26年法律第183号）に定められた協議を行うため交通会議に幹事会を置くことができる。

2 幹事会の委員は、次に掲げる者のうちから会長が選任する。

- (1) 本市の住民
- (2) 関係事業者の職員
- (3) 本市の職員
- (4) その他幹事会の運営上必要と認められる者

(交通会議の庶務)

第8条 交通会議の庶務は、住宅都市局都市計画部交通計画課において処理する。

(平成24規則112・一部改正)

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が交通会議に諮って定める。

附 則

この規則は、平成22年12月28日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

福岡市地域公共交通会議運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、福岡市地域公共交通会議規則（平成22年福岡市規則第135号。以下「規則」という。）第9条の規定に基づき、福岡市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会議の開催手続)

第2条 会長は、規則第6条に規定する交通会議の会議を開催しようとする場合は、会議の日時、場所、案件等をあらかじめ、委員及び当該議事に関係のある臨時委員に対して通知するものとする。

(委員の代理)

第3条 交通会議の会議における委員及び臨時委員の代理は、これを認めない。ただし、道路運送法施行規則第9条の3第4号に規定する委員にあつては、会長の許可を得て、当該委員が委任する当該機関の職員をもって代理させることができる。

(会議の議事進行)

第4条 福岡市地域公共交通会議規則第6条第2項に規定する議長（以下「議長」という。）は、交通会議の会議を主宰し、議事を進行する。

- 2 議長は、議事について、必要に応じて市の関係職員に説明及び資料の提出を求めることができる。
- 3 議長は、会議の秩序を維持するために必要な指示を出すことができる。

(傍聴の取扱)

第5条 交通会議の会議は、原則公開とし、傍聴することができる。ただし、議長は、必要があると判断したときは、会議に諮って傍聴を認めないことができる。

- 2 傍聴人は、静穏に傍聴する等、傍聴中は議長の指示に従わなければならない。
- 3 議長は、会議における議事の進行及び秩序維持のために必要があり、かつ、傍聴人が前項の指示に従わないときは、退室を求めることができる。

(会議録)

第6条 会長は、交通会議の会議録を作成し、住宅都市局にて保管させるものとする。

- 2 会議録は、交通会議における議事の内容を文書により記録する。
- 3 会議録は、福岡市情報公開条例（平成14年福岡市条例第3号）第7条の各号にある非公開情報の部分を除き公開するものとする。

(書面開催)

第7条 次に掲げる事項について、会長は、必要と認めるときに、書面により委員の賛否を求め、その結果をもって交通会議の議決に代えることができる。

- (1) 運行時刻の変更

- (2) 運行回数を増加する変更
 - (3) 停留所の新設並びに位置又は名称の変更
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、会長が軽微な事案又は緊急の決定を要する事案と判断したもの
- 2 前項に規定する場合においては、第3条の規定にかかわらず、委員及び臨時委員の代理は、これを認めない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数からの書面による回答が得られなければ、交通会議の議決とすることができない。
- 4 規則第6条第4項の規定は、第1項の議決について準用する。この場合において、規則第6条第4項中「出席した」とあるのは「書面により回答した」と、「議長」とあるのは「会長」と読み替えるものとする。
- 5 第1項に規定する議決をおこなった場合、会長はその結果を書面により速やかに委員及び当該議事に関係のある臨時委員に報告するとともに、次回の会議において報告するものとする。

附 則

この要綱は、平成23年 3月22日から施行する。

この要綱は、平成25年 7月 4日から施行する。